

平成29年12月

お客さま各位

新宮信用金庫

## 個人番号およびその内容を含む個人情報の利用目的の変更（追加）について

預貯金口座付番が開始されることに伴い、当金庫は、個人情報保護法15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当金庫の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

なお、変更日は、預貯金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたしますので、申し添えます。

※ 変更（追加）点は下線部をご覧ください。

### 【個人番号の利用目的】

当金庫は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的で利用いたしません。

- 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提出事務
- 金融商品取引に関する口座開設の申請・提出事務
- 金融商品取引に関する法定書類作成・提出事務
- 国外送金等取引に関する法定書類作成・提出事務
- 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- 預金口座付番に関する事務

以 上

マイナンバー制度につきましては、内閣官房ホームページ「マイナンバー社会保障・税番号制度」をご参照ください。

### 預貯金口座付番とは

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）等が改正され、平成30年1月以降、お客さまの氏名・住所等を含む預金に係る情報をお客さまの個人番号及び法人番号によって検索可能な状態で管理することが信用金庫等に義務付けられました（預貯金口座付番）。

これに伴い、信用金庫等は、口座開設などに際し、お客さまに個人番号等の提供の協力を依頼することを言います。